

平成27年度地域少子化対策重点推進事業実施計画書（都道府県分）

都道府県名 京都府

事業名	少子化対策条例の理念に基づきオール京都で取り組む結婚支援及び結婚・子育てに温かい社会づくり事業		所要見込額	88,800 千円
実施期間	平成28年 4月 1日 ~ 平成29年 3月31日			
地域の実情と課題 (これまでの都道府県における少子化対策の取組全体及びその効果検証等から浮かび上がった地域の実情と課題について記述)	<p>京都府では、平成25年11月「京都府少子化対策総合戦略会議」を設置し、総合的かつ抜本的な少子化対策の検討を進めるとともに、府内の出生率や人口、結婚・出産、住居、就労、教育などの社会指標のデータ解析や20~44歳の男女で、府内在住・在勤約33,000人を対象とした大規模な意識調査「京都府少子化要因実態調査」を実施したところ。</p> <p>その結果、京都府の25~29歳の未婚率は男女とも全国トップレベル（男性：第3位、女性：第2位）の高さにあるなど、「未婚化・晩婚化」の進行が全国トップクラスにある一方で、25~44歳の未婚者の85%が結婚したいと考えており、希望すれば結婚できる条件や環境整備が求められていること、また、20代後半・30代前半の女性が結婚を決める条件として、「子どもが欲しくなる」ことをあげており、妊娠・出産の正しい知識を得る機会や、出産・育児についてのポジティブなイメージを持てる機会の醸成が求められている。</p> <p>さらに、京都府では25~29歳の転出超過数が男女とも全国1位と高く、この年代の転出に歯止めをかけるためには、就労、住宅、教育等も含めた総合的な支援やそれを支える側の関心と理解促進が必要不可欠であり、社会全体で見守る機運醸成をいかに広めていくかが大きな課題となっている。</p>			
都道府県における少子化対策の全体像及びその中での本事業の位置づけ	<p>京都府では、将来家庭を持ち、子どもを産み育てたいとの願いが叶う社会を実現し、少子化を克服することを目的とした「京都府少子化対策条例」を平成27年12月に策定（施行は28年4月）した。条例に基づく取組の方向性は、①結婚、妊娠・出産、子育てまでの切れ目のない支援、②教育・学習の機会の提供、気運の醸成であり、本事業は、その方向性に沿った事業として位置付けているものである。</p>			
少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標	<p>■結婚支援に係るものについては、「京都地方創生戦略」◆基本目標1「京都の未来を拓く人をつくる」の下記の目標と同様とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出生数：22,000人（平成30年）</li> <li>・婚姻成立数：1,000組（平成27~31年度）</li> </ul> <p>■子育てに温かい社会づくり・気運の醸成に係るものについては、京都指標「府民意識調査」の下記の項目とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの有無に関わらず、子どもの社会体験活動への協力など、何らかの形で子どもに関する活動に参画している人の割合：60%（平成31年）</li> </ul>			
参考指標	<p>婚姻数：12,672件（平成26年）                  婚姻率：4.9（平成26年）                  出生数：19,583人（平成26年）                  合計特殊出生率：1.24（平成26年）                  子どもの有無に関わらず、子どもの社会体験活動への協力など、何らかの形で子どもに関する活動に参画している人の割合：31%（平成27年6月）</p>			
事業内容	1 結婚に対する取組		所要見込額	60,800 千円
	個別事業名	きょうと婚活応援センター事業	所要見込額	51,800 千円
	個別事業名	子育て学習プログラム推進事業費	所要見込額	7,000 千円
	個別事業名	学校と連携した妊娠・出産に関する啓発事業	所要見込額	2,000 千円
	2 結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成		所要見込額	28,000 千円
	個別事業名	子どもを育む文化創造事業	所要見込額	15,000 千円
	個別事業名	子育て応援パスポート全国共通化事業	所要見込額	10,000 千円
	個別事業名	親育ち支援保育士事業	所要見込額	3,000 千円
上記「事業内容」の「1」及び「2」について、「地方創生加速化交付金」の申請の有無	無	「有」とした場合の事業名		